



# 宮 崎 県 公 報

令 和 4 年 5 月 26 日 (木 曜 日) 第 309 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

|                                   |            |
|-----------------------------------|------------|
| ○令和4年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格等…………… | (財産総管理課) 1 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定……………            | (福祉保健課) 1  |
| ○民有林の保安林の指定……………                  | (自然環境課) 2  |
| ○民有林の保安林の指定解除……………                | ( “ ) 2    |
| ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (2件) ……   | (水産政策課) 2  |
| ○道路の区域の変更 (3件) ……                 | (道路保全課) 2  |

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| ○道路の供用の開始……………          | (道路保全課) 3 |
| <b>公 告</b>              |           |
| ○地籍調査に関する事業計画の決定……………   | (農村計画課) 3 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 (2件) …… | (農村整備課) 3 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 (2件) …… | ( “ ) 4   |
| ○土地改良区の定款変更の認可……………     | ( “ ) 5   |
| ○特定漁港漁場整備事業計画の公表……………   | (漁業管理課) 5 |
| ○令和4年度家畜商講習会の開催……………    | (畜産振興課) 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了……………     | (建築住宅課) 5 |
| ○入札公告 (2件) ……           | 5         |

### 公安委員会公告

|                           |   |
|---------------------------|---|
| ○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… | 8 |
|---------------------------|---|

## 告 示

### 宮崎県告示第 365号

令和4年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)並びに競争入札参加資格審査の申請の方法及び時期等を次のとおり告示する。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
建築物の清掃サービス
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。)に基づく知事の審査を受け、清掃業務の競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 競争入札参加資格審査の申請の方法、時期等
  - (1) 申請の方法  
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)及び申請書に添付する書類(要綱第3条第1項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。
  - (2) 申請書類(申請書及びそれに添付する書類をいう。以下同じ。)の受付期間  
申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日並びに令和4年12月29日、同月30日、令和5年1月2日及び同月3日を除く。午前9時から午後5時まで)受け付けるが、競争入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
  - (3) 申請書類の配布場所及び申請書類の提出場所並びに申請につ

いての問合せ先

宮崎県総務部財産総管理課庁舎管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290  
なお、申請書は、県庁ホームページの「入札情報一覧」の画面からダウンロードすることができる。

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨  
申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。  
なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知  
競争入札参加資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び更新手続
  - (1) 有効期間  
競争入札参加資格を取得した日から要綱第4条第4項の次期の定期の審査に基づく登録の日の前日までとする。
  - (2) 有効期間の更新手続  
有効期間の更新を希望する者は、要綱第4条第2項の定期の審査の際に有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他  
要綱に基づき5(1)の有効期間に係る競争入札参加資格を有している者(この告示の公表の際現に競争入札参加資格の申請を行っている者を含む。)は、この告示による申請の必要はない。

### 宮崎県告示第 366号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称                    | 所 在 地                   | 指 定 年 月 日       |
|------------------------|-------------------------|-----------------|
| まいづる訪問看護<br>リハビリステーション | 児湯郡高鍋町大字南高<br>鍋7057番地 1 | 令和 4 年 4 月 22 日 |

**宮崎県告示第 367号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字親父山平3751- 294、3751- 721、3751- 722
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 368号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 日南市大字油津平野字見法寺5633- 1・5633- 2・春日町9- 1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字見法寺5633- 4
- 2 民有林の保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 砂防設備用地とするため
  - （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 369号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 同意成立の届出年月日 | 令和 4 年 4 月 28 日 |
| 発起人の住所及び氏名 | 宮崎市             |

|           |  |
|-----------|--|
|           | 手 束 鷹 也<br>宮崎市<br>河 原 刃                              |
| 加入区 の 名 称 | 宮崎市加入区   |
| 区 域       | 宮崎市漁業協同組合の地区   |
| 区 分       | 旧青島漁業協同組合の地区の者が営む<br>小型機船底びき網等漁業、小型まぐろ<br>漁業及び大型定置漁業 |

**宮崎県告示第 370号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

|            |                                   |
|------------|-----------------------------------|
| 同意成立の届出年月日 | 令和 4 年 4 月 28 日                   |
| 発起人の住所及び氏名 | 宮崎市<br>砂 地 義 春<br>宮崎市<br>砂 地 義 也  |
| 加入区 の 名 称  | 中部加入区                             |
| 区 域        | 檳浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業<br>協同組合の地区      |
| 区 分        | さし網漁業及び宮崎漁業協同組合の地<br>区の者が営む小型漁船漁業 |

**宮崎県告示第 371号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 4 年 5 月 26 日から同年 6 月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名  | 区 間                                  | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|------|--------------------------------------|----------|---------------------|---------------|
|          | 国道         | 219号 | 児湯郡西米良村大字村所字砦山谷<br>210番 1 地<br>先から同郡 | 旧        | 21.4~<br>43.6       | 115.3         |
|          |            |      |                                      | 新        | 29.2~<br>49.5       | 115.3         |

同村同大字  
同字 211番  
1地先まで

## 宮崎県告示第 372号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年5月26日から同年6月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間   | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|-----------|---|----------|----------------------|---------------|
| 207      | 県道         | 岩戸延<br>岡線 | 延岡市北川<br>町川内名字<br>ゴミ 10621<br>番 1 地先から同市同町<br>川内名同字<br>10621番 1<br>地先まで | 旧        | 6.9～<br>8.3          | 17.1          |
|          |            |           |   | 新        | 7.0～<br>15.0         | 17.1          |

## 宮崎県告示第 373号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和4年5月26日から同年6月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名        | 区 間   | 新旧<br>の別 | 敷地の<br>幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------|------------|------------|---|----------|----------------------|---------------|
| 316      | 県道         | 小川越<br>野尾線 | 児湯郡西米<br>良村大字越<br>野尾字窪 2<br>24番24地先<br>から同郡同<br>村同大字同<br>字 224番 2<br>地先まで | 旧        | 7.8～<br>44.0         | 171.0         |
|          |            |            |   | 新        | 19.7～<br>52.3        | 171.0         |

## 宮崎県告示第 374号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和4年5月26日から同年6月9日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 路線<br>番号 | 道路の<br>種 類 | 路線名       | 区 間   | 供用開始の期日   |
|----------|------------|-----------|---|-----------|
| 207      | 県道         | 岩戸延<br>岡線 | 延岡市北川<br>町川内名字<br>ゴミ 10621<br>番 1 から同<br>市同町川内<br>名同字 106<br>21番 1 まで | 令和4年5月26日 |

## 公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 調査を行う者の名称及び調査地域

| 調査を行う者            | 調 査 地 域   |
|-------------------|---|
| 宮崎市<br>都城市<br>延岡市 | 宮崎市大字内海<br>都城市吉之元町・夏尾町<br>延岡市川島町・旭ヶ丘、北方町椎畑・日平、<br>北浦町三川内、北川町川内名 |
| 日南市               | 日南市大字上方・酒谷・富士・伊比井・毛吉<br>田・楠原                                    |
| 小林市               | 小林市北西方  |
| 日向市               | 日向市美々津町、東郷町迫野内  |
| 串間市               | 串間市大字大平・崎田・市木   |
| 西都市               | 西都市大字八重   |
| えびの市              | えびの市大字末永  |
| 国富町               | 東諸郡国富町大字深年・須志田  |
| 綾町                | 東諸郡綾町大字南俣・入野  |
| 高鍋町               | 児湯郡高鍋町大字南高鍋   |
| 西米良村              | 児湯郡西米良村大字村所   |
| 椎葉村               | 東臼杵郡椎葉村大字不土野・大河内  |
| 美郷町               | 東臼杵郡美郷町南郷山三ヶ  |
| 高千穂町              | 西臼杵郡高千穂町大字向山  |
| 五ヶ瀬町              | 西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡  |
| 南那珂森林組合           | 串間市大字都井・市木  |

## 2 調査期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、上野地区土地改良区（高千穂町）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所                  |
|-----|---------|----------------------|
| 理 事 | 甲 斐 昭 男 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 444番地 3 |
| 理 事 | 戸 高 清 次 | 西臼杵郡高千穂町大字上野 441番地   |
| 理 事 | 江 藤 誠 一 | 西臼杵郡高千穂町大字下野 617番地   |
| 理 事 | 佐 藤 哲 士 | 西臼杵郡高千穂町大字上野4726番地   |
| 理 事 | 後 藤 福 雄 | 西臼杵郡高千穂町大字上野1652番地   |
| 監 事 | 佐 藤 金 一 | 西臼杵郡高千穂町大字上野2315番地   |
| 監 事 | 甲 斐 一   | 西臼杵郡高千穂町大字下野 405番地   |
| 監 事 | 荒 内 謙 二 | 西臼杵郡高千穂町大字上野3811番地 2 |

(任期：令和 4 年 3 月 29 日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、今町土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所           |
|-----|---------|---------------|
| 理 事 | 坂 田 差 利 | 都城市今町9007番地 5 |
| 理 事 | 鶴 田 幸 博 | 都城市今町9275番地 3 |

(任期：令和 7 年 3 月 31 日まで)

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所          |
|-----|---------|--------------|
| 監 事 | 森 山 順 一 | 都城市高木町4333番地 |

(任期：令和 5 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所            |
|-----|---------|----------------|
| 監 事 | 瀬 戸 山 巖 | 都城市金田町3299番地 1 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、長田土地改良区（三股町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名       | 住 所                  |
|-----|-----------|----------------------|
| 理 事 | 兒 玉 辰 教   | 北諸県郡三股町大字長田5045番地    |
| 理 事 | 谷 山 泰 宏   | 北諸県郡三股町大字長田6229番地    |
| 理 事 | 兒 玉 管 二   | 北諸県郡三股町大字長田5453番地 3  |
| 理 事 | 松 山 喜 一 郎 | 北諸県郡三股町大字長田5555番地    |
| 理 事 | 馬 渡 フ ザ   | 北諸県郡三股町大字長田5731番地 6  |
| 理 事 | 松 山 敏 光   | 北諸県郡三股町大字長田6166番地 3  |
| 理 事 | 松 山 勇     | 北諸県郡三股町大字長田4430番地 10 |
| 理 事 | 轟 木 誠     | 北諸県郡三股町大字長田6704番地 1  |
| 理 事 | 川 越 庄 一   | 都城市郡元町2772番地 2       |
| 理 事 | 轟 木 利 郎   | 北諸県郡三股町大字長田3951番地 5  |
| 監 事 | 黒 木 守 春   | 北諸県郡三股町大字宮村2766番地 1  |
| 監 事 | 馬 場 真 吾   | 北諸県郡三股町大字樺山3500番地 2  |
| 監 事 | 谷 口 昭 一   | 北諸県郡三股町大字長田5576番地    |

(任期：令和 6 年 3 月 31 日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所                     |
|-----|---------|-------------------------|
| 理 事 | 兒 玉 辰 教 | 北諸県郡三股町大字長田5045番地       |
| 理 事 | 谷 山 泰 宏 | 北諸県郡三股町大字長田6229番地       |
| 理 事 | 谷 口 昭 一 | 北諸県郡三股町大字長田5576番地       |
| 理 事 | 馬 場 真 吾 | 北諸県郡三股町大字榊山3500番地<br>2  |
| 理 事 | 松 山 勇   | 北諸県郡三股町大字長田4430番地<br>10 |
| 理 事 | 轟 木 博   | 北諸県郡三股町大字長田3940番地<br>2  |
| 理 事 | 轟 木 修   | 北諸県郡三股町大字長田3953番地<br>1  |
| 監 事 | 兒 玉 管 二 | 北諸県郡三股町大字長田5453番地<br>3  |
| 監 事 | 濱 口 陽 行 | 北諸県郡三股町大字長田4760番地       |
| 監 事 | 黒 木 守 春 | 北諸県郡三股町大字宮村2766番地<br>1  |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、南郷町土地改良区（日南市）から令和 4 年 3 月 16 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第17条第 1 項の規定により、川南地区の漁港整備に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めた。なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、宮崎県農政水産部漁業管理課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜商法（昭和24年法律第 208号）第 4 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年度宮崎県家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 開催の期日及び場所

- (1) 開催月日  
令和 4 年 11 月 8 日（火曜日）及び 11 月 9 日（水曜日）
- (2) 場 所  
宮崎県庁 9 号館 933 号室（宮崎県宮崎市宮田町 3-46）
- (3) 時 間  
受付 午前 8 時 30 分から

講習 午前 9 時から午後 5 時まで

#### 2 講習科目及び講習時間

- (1) 家畜の取引に関する法令 4 時間
- (2) 家畜の品種及び特徴 4 時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6 時間

#### 3 受講対象者

家畜の売買若しくは交換又はそのあつ旋の事業を営もうとする者

#### 4 受講申込手続

受講を希望する者は、家畜商講習会申込書に額面金額 3,300 円の宮崎県収入証紙（消印をしていないもの）及び写真（申込前 6 月以内に撮影した正面、脱帽、上半身像の縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルのもの）を貼付し、令和 4 年 9 月 30 日（金）までに住所地を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局に提出すること。

#### 5 その他

詳細については、宮崎県農政水産部畜産新生推進局畜産振興課（電話 0985（26）7140）、西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  | 開発許可を受けた者の住所及び名称                    |
|---|-------------------------------------|
| 児湯郡新富町大字上富田字中栗野田 6370 番 5、6370 番 27、6371 番 4、6407 番 4 の全部、6370 番 1 の一部、児湯郡新富町大字上富田字栗野田 6523 番 1 の一部 | 宮崎市大字芳土字谷口 692-17 エムティーホールディングス株式会社 |

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 宮崎県庁防災庁舎及び 5 号館清掃業務
- (2) 委託内容 庁舎の清掃業務
- (3) 委託場所 宮崎県庁防災庁舎及び 5 号館 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- (4) 委託期間 令和 4 年 8 月 1 日から令和 5 年 7 月 31 日まで
- (5) 入札方法

ア (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- イ 開札した場合において、落札者のない場合は、直ちに再度の入札を行うものとする。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定による契約である。
- (2) 県は、上記1の(4)の委託期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
- イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
- (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
- (オ) 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
- オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。
- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（昭和54年宮崎県告示第41号。以下「要綱」という。）第2条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
- (4) 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、種類及び規模をほぼ同じくする一契約に基づく業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者であること。

- (5) 公告日から入札日までのいずれの日においても、要綱第9条第1項の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者であること。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法
- 上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。
- (1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先  
宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290
- (2) 申請の受付期間  
令和4年5月27日から令和4年6月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめその旨を申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 令和4年5月26日から令和4年7月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- 6 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 期間 令和4年5月26日から令和4年7月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- 7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期間 令和4年5月27日から令和4年6月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。6月21日必着）又は持参による。
- 8 入札参加資格確認結果の通知  
入札参加資格確認結果は、令和4年7月1日までに通知する。
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当
- (2) 提出期限 令和4年7月6日午後5時
- (3) 提出方法 郵送（書留郵便に限る。7月6日必着）又は持参による。
- (4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁本館3階西側会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-7290
- (2) 日時 令和4年7月8日午前10時
- 11 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第 100条の規定による。
- 12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、その後、入札までの間に、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正行為があった入札
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札

### 13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以下で入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、落札者の決定を保留し、当該入札者について低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められたときに限り、落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

### 14 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部財産総合管理課庁舎管理担当

### 15 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 16 その他

- (1) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (2) この競争入札による調達、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

### 17 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required: Commission for Cleaning of Miyazaki Prefectural Government Emergency Operations Center and Building No. 5
- (2) Deadline for Submission of Tenders: 5:00 p.m. 6 July, 2022
- (3) Point of Contact for Enquiries and Submission of Tenders :Assets Management Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori-higashi, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture 880-8501, Japan. TEL:0985-26-7290

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和4年5月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 パーソナルコンピュータ及び周辺機器一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限 令和4年8月31日

(4) 契約期間 令和4年9月1日から令和9年8月31日まで（60月）

(5) 納入場所 仕様書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

### 3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和4年宮崎県告示第92号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器の者又は営業種目が電算業務の者であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和4年6月27日（月）までに下記5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

### 4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

上記3(1)アに掲げる資格を有していない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985-26-



7208

(2) 申請書類の受付期間

令和 4 年 5 月 26 日 (木) から令和 4 年 6 月 6 日 (月) まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号 郵便番号 880-8502 電話番号 0985 (44) 2601

(2) 期間 令和 4 年 5 月 26 日 (木) から令和 4 年 7 月 5 日 (火) まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

(2) 期間 令和 4 年 5 月 26 日 (木) から令和 4 年 7 月 5 日 (火) まで (土曜日及び日曜日を除くものとし、午前 9 時から午後 5 時まで)

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

(2) 提出期限 令和 4 年 7 月 5 日 (火) 午後 5 時

(3) 提出方法 持参又は送付 (送付にあつては、書留郵便に限る。) により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁 3 号館 4 階 教育委員会室

(2) 日時 令和 4 年 7 月 6 日 (水) 午後 2 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課学校教育計画担当

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required:Personnal computers and peripheral equipment for classroom : 1 unit

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m.,05,July,2022

(3) Contact point for the notice: High school education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1 - 9 - 10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-44-2601

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 13 号

警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」という。) 第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 4 年 5 月 26 日

宮崎県公安委員会委員長 島津久友

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

| 種類     | 警備業務の区分 | 講習の実施日   | 定員  |
|--------|---------|--|-----|
| 新規取得講習 | 2号警備業務  | 令和4年8月16日(火)から同年8月24日(水)まで(土曜日及び日曜日並びに8月19日を除く。) | 30人 |

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証 (以下「資格者証」という。) 又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号) 第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 (以下「講習修了証明書」という。) を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 4 条に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書 (以下「合格証明書」という。) の交付を受けている者

(3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧検定規則」という。) 第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した者

(5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、1 年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

宮崎県技能検定センター

電話 0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講



申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

(2) 提出日時

| 警備業務の区分 | 提 出 日 時  |
|---------|--|
| 2号警備業務  | 令和4年7月4日（月）から7月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで |

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込み時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

| 種 類    | 警備業務の区分 | 手数料     |
|--------|---------|---------|
| 新規取得講習 | 2号警備業務  | 38,000円 |

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(2) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|